

韓国雇用情報院

(キム・ジュンヨン研究院)

2018 年 9 月 4 日

(文責：萩原繁之)

韓国雇用情報院のキム・ジュンヨンさんから話をお聞きし、質疑に応答していただいた。キムさんの専門は労働経済学とのことだった。

1 お話

- (1) ムン・ジェイン政権は、非正規労働者の正社員化に取り組んだ。政府の雇用している者は全員正規職員にする政策を実施した。しかし、正社員の一部ではこれに反対があった。

正社員の中の意識として「厳しいテストに合格した」という意識、「同じような仕事をしていても能力などには違いがあるのだ」「同じ待遇ではかえって公平ではない。」「能力が信用できない。」などなどの意識。労働組合にも、こういう感情を持っているところもある。

また、労働市場政策として、非正規ゼロという数字的目標を上げるのは危険、政策的に望ましくないという意見や、非正規をなくすのは不適切という意見もあった。

非正規労働者の側からも、ムン政権の政策に不満が出された。ムン政権によってなされたことは完全な正社員化ではない、全て一緒でない以上正社員とは言えない、などの不満があった。

- (2) 現在課題となっている分野に「特殊雇用」の分野がある。例えば、コンビニの店長などである。

一部の職だけは労働者として法的に認められ、雇用保険、労災保険に加入できる。

宅配便、大型トラックの運転手(車両の持ち込み)、保険外交員、カード外交員、学習支援員、ゴルフ場のキャディなどがそれに当たる。

これらの人々は、労働組合法、労働基準法などの対象にはならない。

- (3) 現在取り組んでいる問題として、プラットフォーム型労働であるクラウドソーシングとオンデマンド労働などがある。

チキン・プルコギなどの出前・配達について、顧客がアプリで注文すると、店舗の従業員ではなく、別の企業から雇われた配達員が配達する。この配達員は、委託請負契約に基づく。

デジタル労働といわれるもので、代行運転などもある。(韓国ではタクシー代より安い。)こうした職種に対して、既存の業界からの抵抗はある。

タクシー業界はウーバーには反対だが、代行には反対していない。

家政婦、育児ベビーシッターなどについては、資格は要らない。翻訳、通訳もアプリで進められる。これらの仕事は現在のところは、副業なのであまり問題になっていない。

男性は軍隊に行く前の段階のプラットフォーム型労働としてこれらの仕事に就くことがある。

代行運転はそれまでの仕事を退職してからの 50 歳代・60 歳代の仕事として増えて

いる。これらの労働者に対して保護がなされることが必要である。

2 質疑応答

(1) 質問：偽装派遣、偽装請負など 労働者としての権利を保障しないための抜け穴として使われている。ところが「一国一城の主、自立した事業主である、自営業者である」としてプライドを持って活動する者(青年)もいるのではないか。それに対してどのような見方をし、どのように対応するか。

回答：韓国 偽装派遣、偽装請負などの問題だが、韓国には正社員と同じ扱いをしなければならないという判決などがある。

(2) 質問：フリーランサーについては、独禁法で対応することとなるか。

回答：韓国の経済構造の特徴の1つとして、自営業の割合が多いことがある。いろいろな形の特殊雇用が含まれている。これらの就業者に保護が必要。

(3) 質問：日本の場合、若者が就職して働くときに労働者としての自覚が育っていない例が多いが、韓国の場合、若者は、働けばそれなりに豊かになるのか、それとも働けば働くほど貧しくなるのか。

回答：大企業と中小企業との格差が大きい。

韓国でも精神疾患は増えている。過労死と思われる例はあるが過労死と認められる例は少ない。会社で頑張っていることについては何が問題かという意識が強い。

日本の正社員の負担は韓国より大きいのではないか。

日本には「特殊雇用」に当たる用語がまだない。

韓国の特殊雇用は雇用者全体の1.5%から5%。

ネガティブな側面が注目されていない、事故も多くて危ない、低収入である。

(4) 質問：最低賃金を研究している。最低賃金を上げていけばこれらの人々の従業員にとっても労働条件が上がるのではないか。

回答：直接の関係はないのではないか。但し、最低賃金があがれば、良くなる面はある。最低賃金は契約社員にもつながる。

しかしエビデンスはない。最低賃金上昇が悪影響を様々なところに与えているという証拠はない。

3 総括

世界的な新自由主義の嵐の中、雇用、労働問題をめぐり、日韓共通の課題が存在することが明らかになった。日韓の間において、さらなる交流、情報交換、知恵の出し合いが求められるかと思われた。

以上